



# 独立行政法人水資源機構 投資家説明会資料

令和元年10月

Incorporated Administrative Agency  
Japan Water Agency



# 目次

I. 水資源機構の概要	P. 1
II. 平成30年度の業務実績等	P. 7
III. 平成30年度の決算概要	P.18
IV. 金利変動リスク等	P.30
V. 資金調達	P.34

# 本資料の概要

## 水資源機構の概要

➔ P2~

- 産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する**水の安定的な供給の確保を図ることを目的**とする
- 我が国主要地域をカバー（総人口の約52%・H28年）
- ダム、用水路など水資源開発施設等の新改築、管理業務を実施（65事業が完成、11事業については建設中、管理する施設は52施設）

### 国の関与

- 資本金は全額政府出資**
- 主務大臣から指示された中期目標に基づく中期計画（4・5年間）・年度計画を機構が作成
- 中期計画は主務大臣の認可、年度計画は主務大臣への届出を要する

## 令和元年度計画の概要

➔ P15

事業費の縮減  
（新築・改築事業を除く）

平成29年度に比較して  
4%縮減

一般管理費の削減

平成29年度に比較して  
8%削減

調達合理化

引き続き、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施

ICT等の活用

ICT等を活用し、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化等を図る

## 金利変動リスク等

➔ P31~

- 金利変動リスク**
  - 財投融資や水資源債券等の返済年限と割賦負担金の回収年限が不一致となるため、金利変動リスクが存在
  - 低金利の影響により、足許は**利息の受取超過**
  - 利益剰余金を積立金として整理し**、将来の金利上昇に備えている（**796億円：H30年度末時点**）
- 割賦負担金の回収リスク**
  - 水資源開発施設の完成後に、利水者から利水者負担分を割賦負担金として回収するため、遅延・不履行のリスクが存在
  - 回収遅延・不履行はこれまで発生していないが**、発生した場合には**強制徴収権が行使可能**

## 水資源債券

➔ P36~

- 格付はAA(R&I)**と安定的に高水準を取得
  - 財投機関債
  - 一般担保付債権
  - BISリスクウェイト10%

	リスクウェイト	一般担保
水資源債券	10%	○
地方債	0%	×
銀行債	20%	×
社債	20%	△（電力/NTT等）

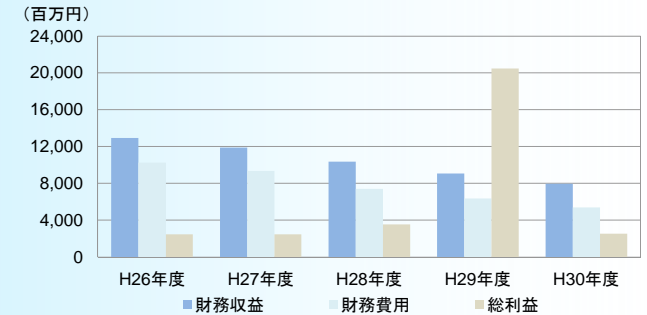
- 定例性の高い起債（直近3年間の発行実績）**

	発行額	年限	発行日	利率	発行価格
第14回債	40億円	3年	H28.12.20	0.001%	100.001円
第15回債	40億円	3年	H29.12.20	0.001%	100.00円
第16回債	40億円	3年	H30.12.20	0.001%	100.001円

## 当期総利益等財務データの推移

➔ P28

- 財政状態良好。每期黒字かつ利益準備金も潤沢**
  - 当期総利益は割賦負担金からの受取利息と借入金等に対する支払利息との差額（財務損益）が大半を占める
  - 当期総利益は黒字（H30年度末時点の利益剰余金残高：796億円）



## SDGsへの貢献

➔ P38

- 当機構は、「安全で良質な水の安定した供給」(P9)、「洪水被害の防止・軽減」(P10)、「渇水対策」(P11)、「再生可能エネルギー」(P13)、「環境保全対策」(P13)といった業務を通じて、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）に貢献

当機構債への投資は、間接的な社会貢献の実施に資する投資となる





Incorporated Administrative Agency  
Japan Water Agency

# I. 水資源機構の概要

1. 水資源機構について
2. 水資源機構の事業
3. 業務の概要
4. 事業実施手順

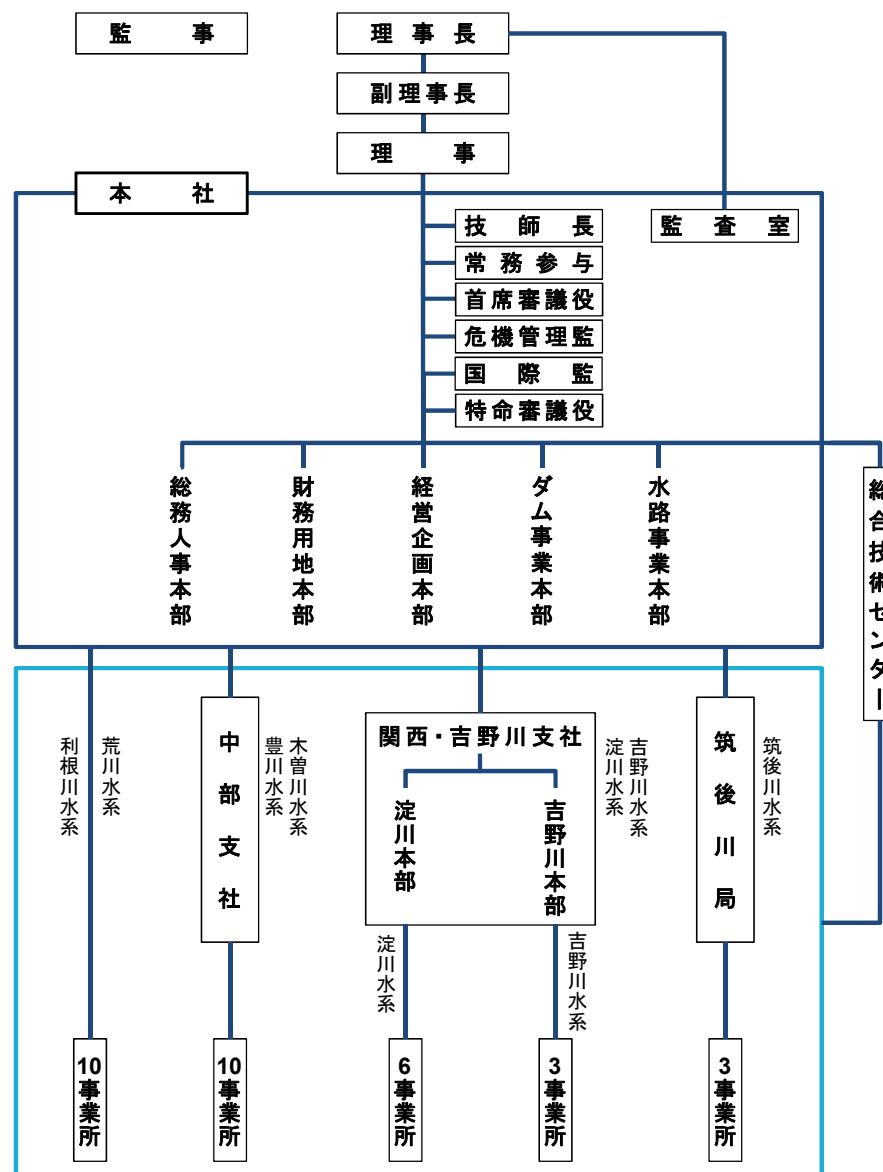
# 1. 水資源機構について

## 広範な利水・治水政策を執行する唯一の独立行政法人

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のためのダム、用水路など水資源開発施設の新築及び管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする (独立行政法人水資源機構法第4条 参照)</li> </ul>
設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人通則法及び独立行政法人水資源機構法に基づき、平成15年10月1日に設立</li> </ul>
沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和37年5月 水資源開発公団設立</li> <li>● 昭和43年10月 愛知用水公団を統合</li> <li>● 平成14年12月 独立行政法人水資源機構法公布、施行</li> <li>● 平成15年10月 独立行政法人水資源機構 設立</li> </ul>
資本金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 48億3,752万7,623円 (平成31年3月31日現在)全額政府出資</li> </ul>
主務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土交通大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣</li> </ul>
役職員数 (令和元年度定員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1,398名 (役員9名 職員1,389名)</li> </ul>

## 組織図

平成31年4月1日現在



(注) 事業所とは、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理所の総称。

# 2. 水資源機構の事業(1)

7水系が指定

- 利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川

我が国主要地域をカバー

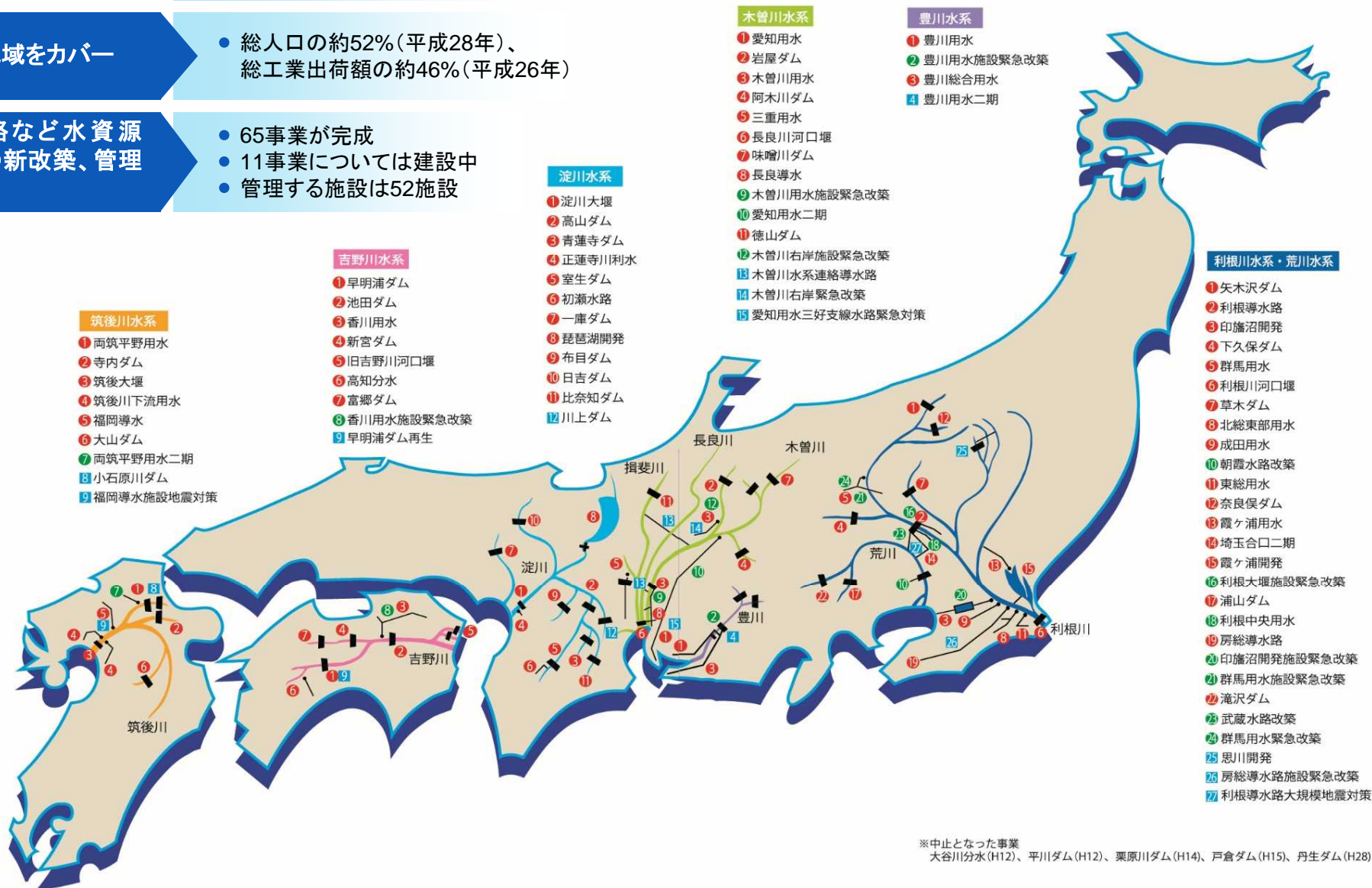
- 総人口の約52%(平成28年)、総工業出荷額の約46%(平成26年)

ダム、用水路など水資源開発施設等の新改築、管理業務を実施

- 65事業が完成
- 11事業については建設中
- 管理する施設は52施設

### 凡例

- 完成(新築)
- 完成(改築等)
- 事業実施中



※中止となった事業  
大谷川分水(H12)、平川ダム(H12)、栗原川ダム(H14)、戸倉ダム(H15)、丹生ダム(H28)

## 2. 水資源機構の事業(2)

### 水資源機構の事業実施場所

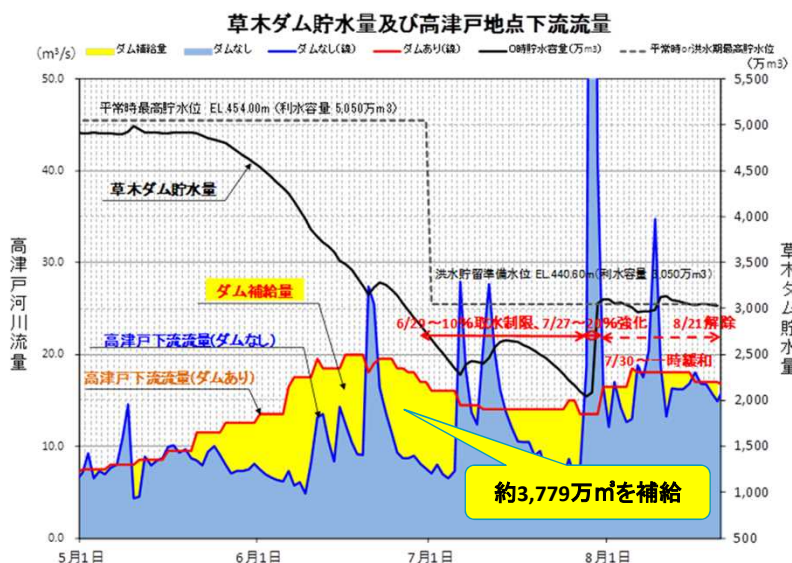
- 水資源開発水系として指定されている、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川で、主に、ダム・用水路等の新築・改築及び管理を実施

### 水資源機構の事業の状況

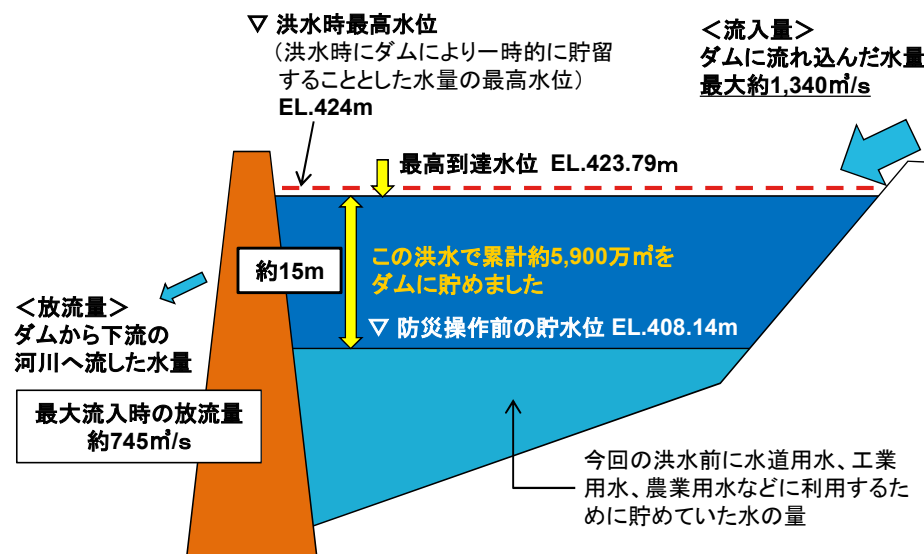
- 11事業のダム・水路等施設の新築・改築事業を実施中
- 52施設の管理を実施中

### 施設の主な役割

- ダムの主な役割: 洪水調節、生活や産業に必要な水の補給等
- 水路の主な役割: 農業用水、水道用水、工業用水の供給



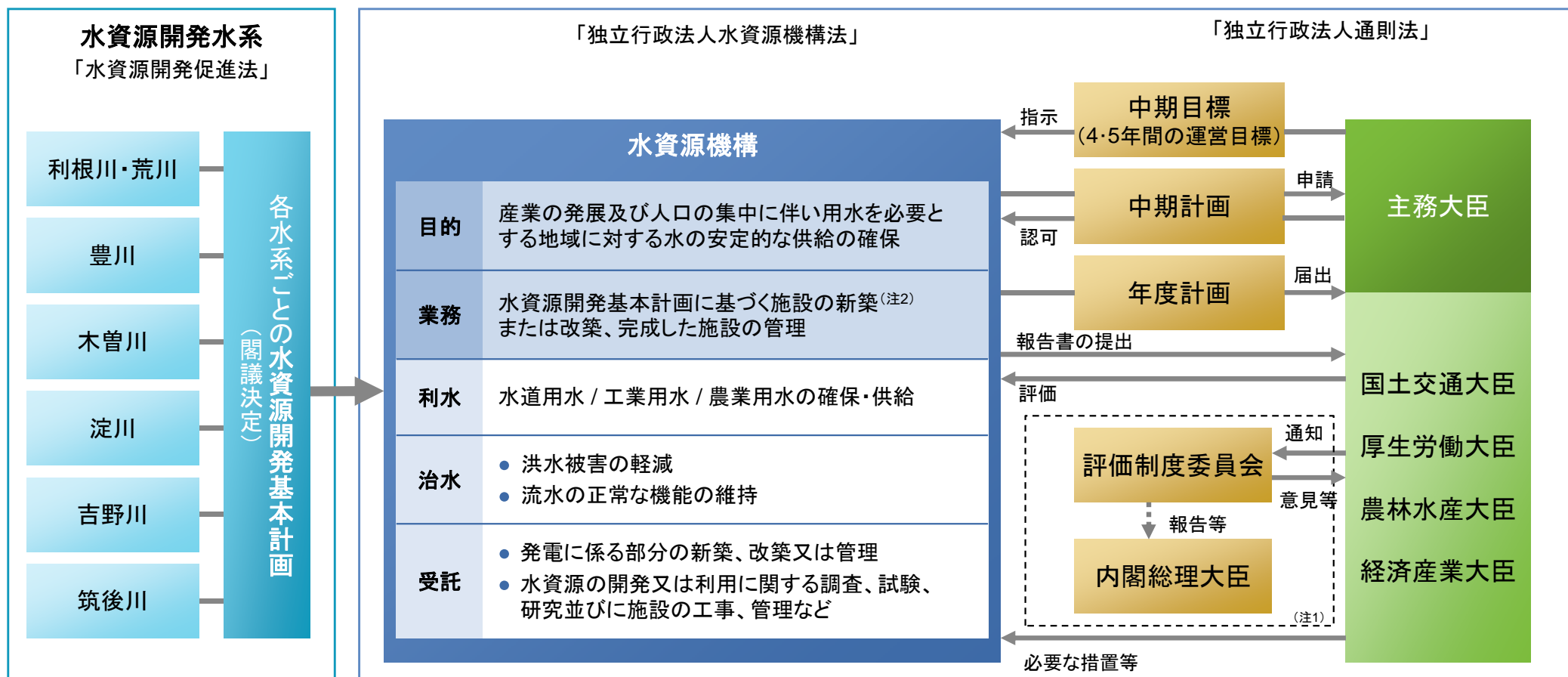
渡良瀬川流量と草木ダムからの補給状況



岩屋ダムにおける防災操作(H30年7月豪雨)

# 3. 業務の概要

- 水資源開発基本計画(フルプラン)に基づいて、事業を実施。
- 主務大臣から指示された中期目標に基づく中期計画(4・5年間)・年度計画を機構が作成し、中期計画は主務大臣の認可、年度計画は主務大臣への届出を要する。
- 毎年度及び中期目標期間終了後、業務の実績及び自己評価に関する報告書を主務大臣に提出し、評価を受ける。



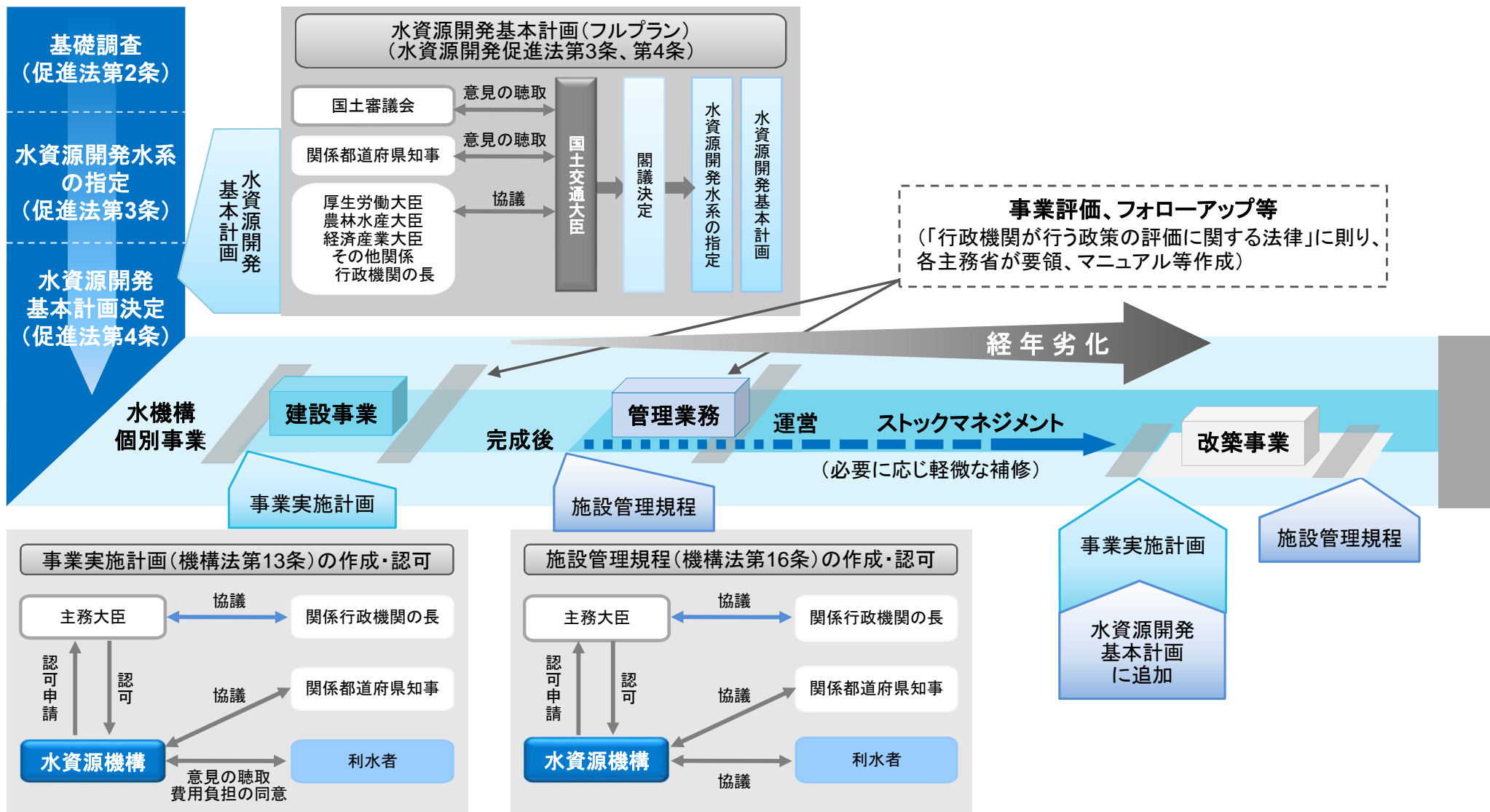
(注1) 中期目標期間の最終年度のみ。

(注2) 水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ。



# 4. 事業実施手順

- 計画の内容や費用の負担などについて、それぞれの段階の手続きを経て関係行政機関の長、関係都道府県知事、関係利水者等と協議や意見聴取などを行い合意形成を図っている。



## Ⅱ. 平成30年度の業務実績等

1. 平成30年度業務実績に対する評価
2. 平成30年度の業務実績
3. 令和元年度計画の概要
4. ダム事業の検証作業
5. 独立行政法人改革

# 1. 平成30年度業務実績に対する評価

(URL [http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_tk\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000012.html))

## 業務実績評価

	S	A	B	C	D
評点分布状況	0項目	3項目	12項目	0項目	0項目

### 総合評定

#### ● 法人全体に対する評価(全文)

水資源機構の目的であり、法人自ら経営理念として掲げている「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことについて、洪水被害の防止・軽減、危機的状況への的確な対応をはじめとした各評価項目における様々な取り組みの結果として着実に実行されており、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。

特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

#### ● 総合評定 B

(中期目標における所期の目標を達成していると認められる。)

#### ● 評定理由

項目別評定は、主要と認められる業務の一部にAがあるものの、多くの業務についてBであり、また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、Bとした。

### 独立行政法人の評価に関する指針(抜粋)

#### 1 項目別評定

##### ① 項目別評定と評定区分

- 項目別評定は、原則、中期目標で定めた項目を評価単位として評価を行う。
- 評定区分は、S、A、B(標準)、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

##### ② 根拠の合理的かつ明確な記述

- 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。
- 目標で設定した難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることに考慮する。

#### 2 総合評定

##### ① 総合評定と評定区分

- 総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。
- 評定は、S、A、B(標準)、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

##### ② 総合的な視点からの記述

- 総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。
- 各項目について設定された重要度を考慮する。

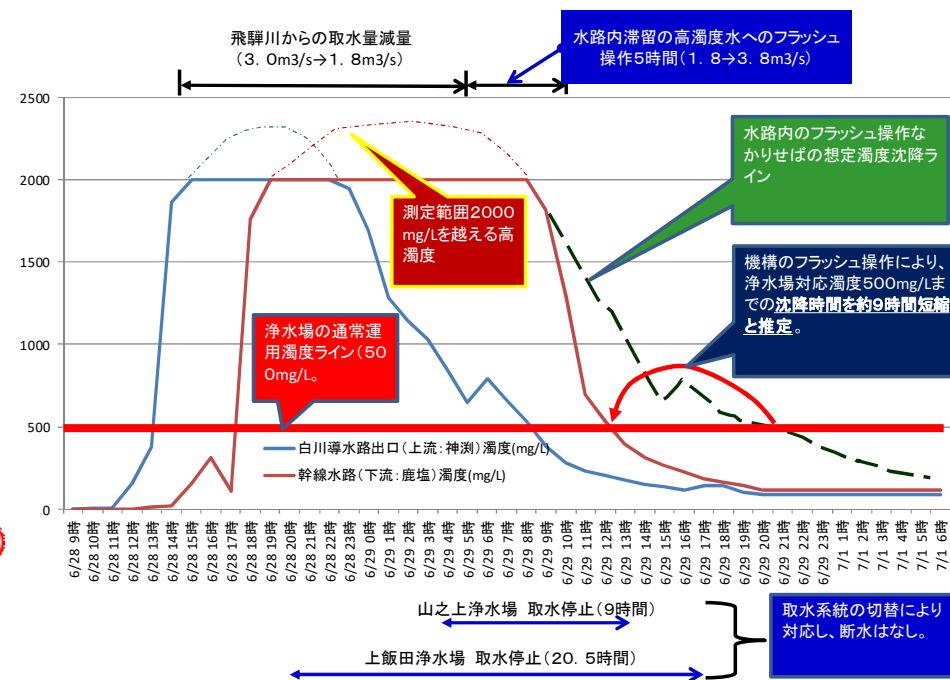
(注)平成30年度評価より、「独立行政法人の評価に関する指針」の改訂(平成31年3月12日付け)による評価単位の見直しを行い、当機構の事務・事業の特性に応じ、15項目とした。

# 2. 平成30年度の業務実績(1)

(URL <http://www.water.go.jp/honsya/honsya/outline/tyuki/index.html#04> )

## ① 安全で良質な水の安定した供給

- 水道用水、工業用水、農業用水の利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要な水量を供給した。
- 平成30年6月、岐阜県下呂地区の集中豪雨により、濁度計の測定可能範囲を越える高濁度水が発生し、木曾川用水取水口の水質が急激に悪化した。水質情報を利水者等とリアルタイムで共有のうえ協議・調整し、取水減量操作や取水系統の切替えにより断水等の被害を回避した。その後、河川の濁度が沈静傾向となった後、水路に流入した高濁度水を希釈するため、減量していた取水量を増量し、滞留した高濁度水を押し流すフラッシュ操作を行い、浄水場取水停止時間を9時間短縮(推定)するなど影響を回避・軽減した。  
また、この障害後、直ちに関係機関と協議し、異常高濁度水発生時の取水等の運用方針(案)をまとめ、直後の平成30年7月豪雨時に同様の事象が発生したが、上記方針(案)を活用し、断水等の被害を回避した。
- 平成31年3月に木曾川用水から供給を受ける三重県企業庁の水道用水送水管で漏水事故が発生し、同企業庁からの緊急振替供給の要請を受け、直ちに利水者等と調整・協議を行い、要請から2時間後には取水系統の異なる三重用水からの緊急振替供給を行い、四日市市等の受水市町(給水人口約1.9万人)の断水等の影響回避に努めた。
- 第三者等に起因する16件の油類流出等の事故に対して、利水者等との迅速な情報共有と的確な対策を実施し、水質被害の拡大を防止した。



# 2. 平成30年度の業務実績(2)

## ② 洪水被害の防止・軽減

- 洪水調節を目的に含む全23ダムのうち、22ダムで延べ53回の洪水調節を実施し、ダム下流域の洪水被害の防止・軽減を図った。
- 平成30年7月豪雨では、岩屋ダム、日吉ダム及び一庫ダムで管理開始以降最大の流域平均雨量、ダムの計画雨量を超える大規模な出水となった上、ダムへの流入量のピークが複数回発生する異例の複数山洪水となった。岩屋ダム及び一庫ダムでは管理開始後初めて、日吉ダムでは2度目となる異常洪水時防災操作<sup>\*</sup>を実施した。3ダムとも、長時間断続的に降り続く雨により、既定の防災操作では洪水時最高水位を超える可能性が高まり、関係機関と調整の上、異常洪水時防災操作を行うこととなった。その後、避難時間確保等のため自治体等から操作延期の要請が相次ぎ、降雨やダムへの流入予測、下流河川の状況等を勘案の上、貯水池容量を最大限活用して放流量を増量する操作の開始時刻を遅らせるなど、ダム下流沿川の浸水被害リスクを顕在化させることなく、国民の生命・財産を災害から守ることに大きく貢献した。岩屋ダムでは、一連の防災操作に対して、下流域の被害を防いだことなどが評価され、日本ダムアワード2018において、「ダム大賞」と「洪水調節賞」を受賞した。
- 洪水調節を目的に含む全てのダムで、洪水期前に防災操作説明会等を開催し、地方公共団体等と洪水時のダム操作や計画規模を超える出水時の浸水被害想定等について情報共有を図った。

<sup>\*</sup> 異常洪水時防災操作とは、既定の洪水時の防災操作において、ダムの貯水位が洪水時最高水位を超えるような洪水調節計画規模を上回る異常な洪水が発生した際に、実施する極めて稀な操作。

### 岩屋ダム貯水池の状況



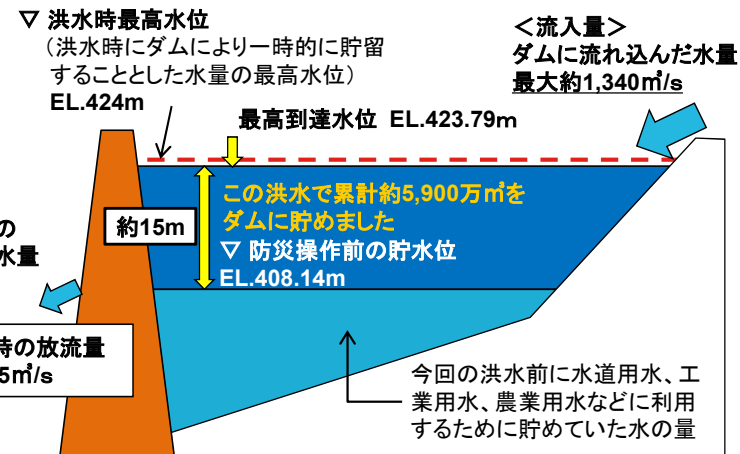
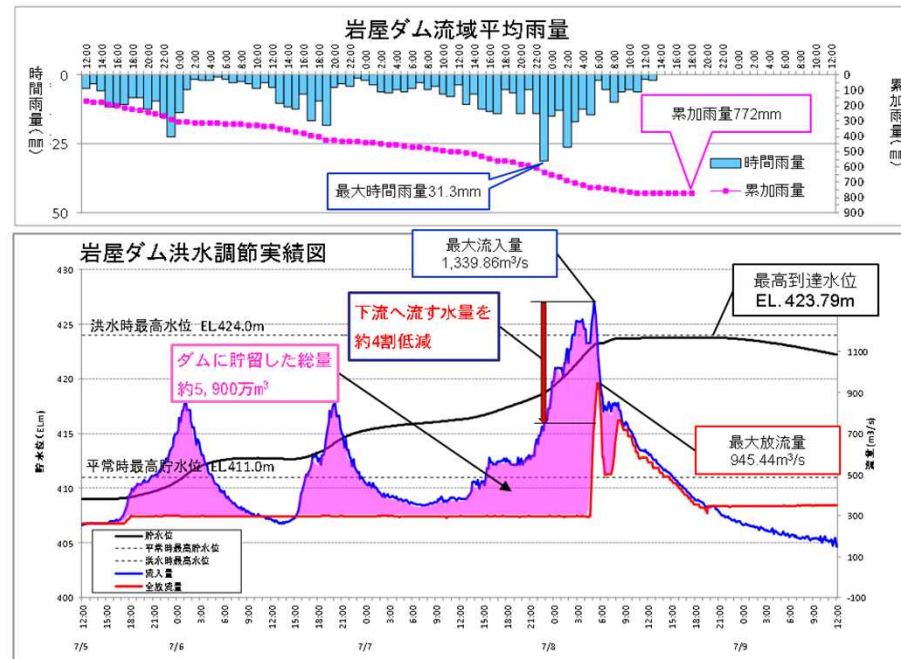
洪水調節前  
(平成30年7月2日 12時30分頃撮影)

約15m  
水位上昇



洪水調節後  
(平成30年7月8日 9時5分頃撮影)

### 岩屋ダムにおける防災操作



## 2. 平成30年度の業務実績(3)

### ③ 危機的状況への的確な対応

- 関係機関との連携強化及び危機管理能力の向上を図るため、国等との連携訓練など延べ383回の危機管理訓練を実施した。
- 効率的かつ迅速な施設管理を進めるため、ダム管理用制御処理設備や監視カメラなど設備の整備などを、新宮ダム等で計画通り実施した。
- 洪水吐きからの漏水があった千葉県の上野ダムや、平成30年7月豪雨で附属施設の一部が損傷した岡山県の大曲排水機場より、それぞれ要請を受け、職員及びポンプ車等を派遣した。
- 災害対策基本法の指定公共機関である機構では、平成30年7月豪雨による被災に対し、いわゆるプッシュ型支援として自発的判断も含めた応急給水支援を初めて実施した。広島県と協議のうえ同県三原市に、可搬式浄水装置2台と職員を派遣し、8日間にわたり約3万8千ℓに及ぶ飲料水等の応急給水支援を行った。
- 平成30年7月豪雨の支援活動を通じて明確となった課題の解決も含め、実施可能な支援方策等を取りまとめ、今後支援活動を実施する際、支障要因を低減し円滑に活動できるよう、(公社)日本水道協会と「災害時における支援活動に関する協定」を締結。協定締結の1ヶ月後には本協定に基づき、渇水対策支援を実施した。



三原港に設置した可搬式浄水装置1号機(左)、2号機(右)



一般の方への飲料水の給水



自衛隊給水車への飲料水の給水

### ④ 施設機能の確保と向上

- 水路等施設の14施設でコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を実施し、豊川用水他3施設で機能保全対策を実施した。
- ダム定期検査を9ダムで適切に実施し、このうち4ダムでは、利水者向けの現地視察会を開催し各施設の状況の情報共有を図った。また、これまでにダム施設で実施した耐震性能照査の試行結果を踏まえたより詳細な照査手法の検討や、水路等施設の調整池等における附属構造物の耐震性能照査を実施した。
- 電気・機械設備では、点検結果を踏まえた健全度評価や維持管理計画の見直しを行い、設備の長寿命化や機能維持を推進した。

### ⑤ 海外調査等業務の適切な実施

- いわゆる海外インフラ法の施行や機構法の改正に伴い、「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」の事務局を務め、関係省・関係団体等との連携を図りつつ、全体会議で選定された候補の2案件について現地調査を行うなど、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努めた。

## 2. 平成30年度の業務実績(4)

### ⑥ 水資源開発施設の建設業務(ダム等事業及び用水路等事業)

- 小石原川ダム建設事業は、最盛期を迎えた堤体盛立工事、導水施設工事や取水放流設備工事等の進捗を図った。また、工期の遅延やこれに伴うコスト増の回避等を目的に、ダム建設調整費や特定事業先行調整費を活用した。令和元年度も両制度の活用を予定している。
- 川上ダム建設事業は、本体基礎掘削工事が平成31年3月に完了した。また思川開発事業では付替県道工事で、一部完成した区間の供用を開始した。
- 群馬用水緊急改築事業は、本線のトンネル補強工事などを実施し、計画どおり事業が完了した。
- 豊川用水二期等の改築事業を継続して実施するとともに、愛知用水三好支線水路緊急対策事業及び福岡導水施設地震対策事業に着手した。



群馬用水緊急改築事業(有馬トンネル)(左:内面補強工事、右:完成)



小石原川ダム建設事業(ダム左岸側より撮影)



川上ダム建設事業(ダム下流より撮影)

### ⑦ 業務運営の効率化

- 事業費については、年度計画の目標(平成29年度と比較して4%縮減)を上回る8%縮減を達成した。
- 一般管理費については、年度計画の目標(平成29年度と比較して2%削減)を達成した。
- 管理業務の効率化等を目指したICTの活用を図るとともに、AIを活用した取組のための事例収集等を行った。また、建設現場における生産性向上を目的としたUAVを活用した3次元測量による起工測量などによるi-C&Mの推進及び一般事務業務だけでなく防災業務におけるWEB会議システムの活用推進など業務運営の効率化を推進した。

### ⑧ 内部統制の充実・強化

- ISO55001に沿った機構のアセットマネジメントシステムについて、認証機関等による認証継続の承認や、AMS内部監査等のチェックを受けることにより、継続的な業務改善、内部統制の強化を図った。
- 文書管理に係る全職員への研修や点検の充実、現場事務所での文書管理体制の強化など、法人文書管理の徹底・強化を図った。
- リスク管理手法の全社での本格運用の開始、法令遵守等の講習会の実施、本社等28事務所での監事監査の実施など内部統制の強化等を図った。

## 2. 平成30年度の業務実績(5)

### ⑨ 技術力の維持・向上

- ダムや水路の現場や設備保全技術の向上を目的とした現地研修や、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作等の研修を実施し、職員の技術力の向上や技術情報の共有等を図った。
- 水路に附帯する中小構造物の合理的な耐震対策工法を検討し、富山大学と共同で特許出願審査請求を行った。
- 他分野関係機関との連携強化、AI等の先進技術の活用に向けた取組や、海洋調査技術等の他分野技術の積極的な活用を進めた。

### ⑩ 機構の技術力を活用した支援等

- 国・地方公共団体等から施工監理等の業務を受託し、機構の知識や経験など技術力を活用した支援を実施した。また、(独)国際協力機構(JICA)等を通じ、延べ5名の長期専門化等を派遣し、派遣先の技術情報や課題の把握等に努めるとともに機構が蓄積した技術情報・知識等を提供した。
- 学会や専門誌等に100題強の論文等を発表し、「タブレット端末を用いた直営点検の効率化」は国土交通省国土技術研究会 優秀賞(イノベーション I 部門)を受賞した。

### ⑪ 環境の保全等

- ダム及び水路の建設事業等において、工事予定区域周辺での希少猛禽類調査や専門家の指導・助言のもと事業による影響の回避・低減等を目的とした環境保全対策を実施するとともに、動植物のモニタリング調査等を実施した。川上ダムでは、国の特別天然記念物オオサンショウウオの湛水区域外への保護移転、過年度に設置した人工巣穴等のモニタリング調査を行った。また、管理業務において魚道機能を確認するための遡上調査等の実施など環境保全の取り組みを行った。
- 独自の環境マネジメントシステムによる環境保全や教育などの取り組みが評価され、環境省等が主催する「環境 人づくり大賞」の奨励賞を3年連続で受賞した。
- 現中期目標期間を対象とした、「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減の取組を推進した。
- 管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電を活用し、一般家庭約1万戸の1年分に相当する再生可能エネルギーの有効活用を図った。
- 建設副産物の有効利用等に計画的に取り組み、全ての項目で目標値を達成した。

### ⑫ その他

- 調達における公正性・透明性確保の観点から一般競争入札を基本とし契約監視委員会及び入札監視委員会の点検を受け、より一層の公正性・透明性の確保に努めた。
- 平成30年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、特定調達品目については基準を満たしたものを100%調達した。
- 水源地域との連携として、下久保ダムと群馬県立万場高校との間で、神流湖及び神流川の水産資源を活用した地域活性化の協定を締結した。
- 洪水時の施設の防災操作や平成30年7月豪雨における広島県三原市への給水支援活動の状況について、SNSやHPを使ったわかりやすい情報発信に努め、迅速で的確な情報提供を実施した。



# 3. 令和元年度計画の概要(1)

(URL <http://www.water.go.jp/honsya/honsya/outline/tyuki/index.html#04>)

● 第4期中期計画に基づき事業を実施することとしており、平成31(令和元)年度に計画している建設事業及び主な効率化目標は以下のとおり。

## 1. ダム等事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工場用水	
思川開発	国土交通大臣	○	○		○		導水施設工事や道路工事等の進捗を図る
木曾川水系連絡導水路	国土交通大臣		○		○	○	諸調査等を実施する(ダム検証 <sup>(注1)</sup> を実施中)
川上ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		本体工事等の進捗を図る
小石原川ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		本体工事や管理設備工事等の進捗を図るとともに、試験湛水を実施し、工事を完成させる

## 2. 改築事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工場用水	
早明浦ダム再生	国土交通大臣	○					諸調査等を実施する

## 3. 用水路等事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工場用水	
利根導水路大規模地震対策 <sup>(注3)</sup>	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣			○	○	○	大規模地震対策の改築工事の進捗を図る
房総導水路施設緊急改築	厚生労働大臣 経済産業大臣				○	○	老朽化対策及び大規模地震対策の改築工事の進捗を図る
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	大規模地震対策の改築工事の進捗を図る
木曾川右岸緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	老朽化対策の改築工事の進捗を図る
愛知用水三好支線水路緊急対策	農林水産大臣			○			緊急対策及び大規模地震対策の改築工事の進捗を図る
福岡導水施設地震対策	厚生労働大臣				○		大規模地震対策の進捗を図る

(注1) ダム検証:「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(平成27年10月国土交通省水管理・国土保全局長通知)」に基づき、臨時的にかつ一斉に行っているダム事業の再評価。

(注2) 平成29年3月31日付けで事業実施計画廃止認可を受けた丹生ダム建設事業については、国土交通省のダム事業の検証に関する対応方針を踏まえ、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を計画的かつ的確に実施し、令和8年度までに完了する。

(注3) 当該事業で対策を行う施設のうち、利根大堰及び秋ヶ瀬取水堰には、河川浄化用水の取水・導水を含む。

(注4) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものであり、変更となる可能性がある。

- 国からの補助金の各年度予算の変動
- 水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予想し難い事項

### 3. 令和元年度計画の概要(2)

事業費の縮減  
(新築・改築事業を除く)

平成29年度に比較して4%縮減

一般管理費の削減

平成29年度に比較して8%削減

調達合理化

引き続き、公正性・透明性を確保  
しつつ合理的な調達を実施

ICT等の活用

ICT等を活用し、生産性の向上、安全  
性の確保、業務の効率化等を図る

## 4. ダム事業の検証作業

ダム事業については、年度計画に基づき計画的に進捗を図ってきたところであるが、平成21年12月25日、国土交通省から「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」が発表され、直轄・機構ダム30事業、補助ダム53事業の合計83事業が、検証対象とされた。機構事業も以下のように区分された。

- 事業を継続して進めるもの 滝沢ダム建設事業、大山ダム建設事業、武蔵水路改築事業
- 検証の対象とするもの 思川開発事業、木曾川水系連絡導水路事業、川上ダム建設事業、丹生ダム建設事業、小石原川ダム建設事業

その後、国土交通省に設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」によって平成22年9月27日に「中間とりまとめ」が示され、9月28日には国土交通大臣から水資源機構理事長に対し、ダム事業の検証に係る検討を進めるよう指示があり、同日付の「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」により具体的な検討方法が示された。

水資源機構における検証対象の5事業のうち、小石原川ダム建設事業、川上ダム建設事業及び思川開発事業は「継続」、丹生ダム建設事業は「中止」との対応方針を国土交通省が決定。(小石原川ダム:H24.12.6 事業継続決定、川上ダム:H26.8.25 事業継続決定、思川開発事業:H28.8.25 事業継続決定、丹生ダム建設事業:H28.7.20 事業中止決定)

残る、木曾川水系連絡導水路事業については、中部地方整備局とともに「関係地方公共団体からなる検討の場」を設け、検証に係る検討を鋭意進めているところ。

### 「検討の場」

思川開発事業	第1回幹事会(H22.12.24)、第2回幹事会(H23.6.29)、第3回幹事会(H24.6.29)、第4回幹事会(H27.11.9)、第5回幹事会(H27.12.25)、第6回幹事会(H28.3.29)、第1回及び第7回幹事会(H28.6.21)
木曾川水系連絡導水路事業	第1回幹事会(H22.12.22)、第2回幹事会(H23.4.27)、第1回(H23.6.1)、第3回幹事会(H27.11.11)、第4回幹事会(H30.12.21)
川上ダム建設事業	第1回幹事会(H23.1.19)、第2回幹事会(H24.3.23)、第3回幹事会(H24.10.1)、第4回幹事会(H24.12.13)、第5回幹事会(H25.3.1)、第1回及び第6回幹事会(H26.5.23)
丹生ダム建設事業	第1回幹事会(H23.1.18)、第2回幹事会(H24.8.28)、第3回幹事会(H25.3.26)、第4回幹事会(H25.9.3)、第1回・第5回幹事会(H26.1.16)
小石原川ダム建設事業	第1回(H23.3.18)、第2回(H23.12.15)、第3回(H24.3.27)、第4回(H24.8.10)

## 5. 独立行政法人改革

### 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

- 本法人の吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、利水者及び関係府県との調整を行う。
- 用水路管理業務については、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託を拡大する。また、その他の業務も含め、定年退職者の活用によりコストの縮減を図る。

### 当機構における対応状況

- 吉野川局の機能を維持しつつ、関西支社との組織統合を行うことについて、利水者及び関係府県との調整を行った結果、組織統合についての一定の理解が得られたため、平成27年4月に吉野川局と関西支社の組織統合を実現した。
- 民間委託の拡大については、平成23年12月に「独立行政法人水資源機構維持管理業務等民間委託拡大計画」を策定し、管理に係る業務量全体に対する民間委託率の目標値を拡大することとした。平成24年度からはモデル地区において民間委託拡大に係る試行業務を実施し、「コスト比較」、「受注業者の確保」及び「信頼性の確保」の観点から検証を行った。この検証結果と平成25年12月の閣議決定を踏まえ、民間委託の拡大又は定年退職者の活用によりコスト縮減を図ることとし、民間委託拡大計画で定める平成29年度末の民間委託目標値を引き上げるなど、同計画の改定を平成26年3月に決定した。取組の結果、平成29年度末の民間委託率は、目標値を達成し、今後も取組を継続することとしている。
- 法令遵守体制を的確に運用するとともに強化を図るため、毎年度11月をコンプライアンス推進月間とし、顧問弁護士による全職員を対象とした法令遵守研修をはじめとした講習会等を全社的に実施した。
- 契約の適正性を確保するため、事務担当者を対象とした会議をはじめとした会議等において、入札・契約に関する講義を実施するとともに、入札監視委員会等において一者応札等の契約や、落札率の高い契約等の検証等を行った。

※ 上記の通り、平成25年12月24日閣議決定、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づく措置状況については、すべて措置済みとなっており、適切な対応を図っているところである。また、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)に基づく総務省によるフォローアップは平成29年をもって終了している。

## Ⅲ. 平成30年度の決算概要

### 財務諸表のポイント

1. 貸借対照表
2. 主要な資産の動向
3. 主要な負債の動向
4. 利益剰余金の動向
5. 損益計算書
6. キャッシュフロー計算書

# 平成30事業年度財務諸表のポイント

## (1) 総資産は、3,525,747百万円(前年度比1.4%減)

- 事業用固定資産は群馬用水緊急改築事業の完了に伴う建設仮勘定からの振替増もあったが、これを上回る減額(減価償却・除却・減損)があったため、67,904百万円の減(前年度比2.3%減)となった。
- 事業用建設仮勘定は、群馬用水緊急改築事業の完了に伴う振替減もあったが、これを上回る増額(建設事業の進捗)があったため、56,936百万円の増(前年度比20.1%増)となった。
- 割賦元金は、建設期間中の償還開始による計上(利根導水路大規模地震対策事業)があったが、これを上回る減額(利水者からの回収)があったため、34,305百万円の減(前年度比9.4%減)となった。

## (2) 資本金は、914百万円減額し、4,837百万円(前年度比15.9%減)

- 出資財産である宿舍を不要財産として売り払い国庫納付を行ったため、資本金を減額した。

## (3) 利益剰余金は、1,106百万円減額し、79,621百万円(前年度比1.3%減)

- 前中期目標期間から繰り越した利益剰余金80,728百万円について、損益計算の結果、当期未処分利益が2,512百万円の計上となったが、積立金の使途に沿った経費の発生による取崩(3,619百万円)があったため、1,106百万円の減となった。

## (4) 当期総利益は、2,512百万円

- 経常費用が経常収益を上回ったため、当期純損失を計上(118,859百万円－117,820百万円＝1,039百万円)
- 経常費用のうち、積立金を財源とする費用については、積立金取崩しによる収益化を行い、総利益計上となった。(経常損失△1,039百万円＋前中期目標期間繰越積立金取崩額3,552百万円＝当期総利益2,512百万円)

(注) 単位未満は切り捨てている。

# 1. 貸借対照表

平成31年3月31日（単位：百万円）

資産の部	金額
<b>I 流動資産</b>	84,238
現金及び預金	34,571
有価証券	11,690
割賦元金	36,123
その他(未収金等)	1,852
<b>II 固定資産</b>	3,441,509
事業用固定資産	2,785,120
建物	24,161
構築物	2,534,297
機械装置	67,410
土地	151,670
その他(工具器具備品等)	7,574
一般管理用固定資産	6,830
建設仮勘定	339,541
投資その他の資産	310,017
投資有価証券	9,208
割賦元金	292,675
長期前払消費税等	7,362
その他(敷金・保証金等)	770
<b>資産合計</b>	<b>3,525,747</b>

負債の部	H30末
<b>I 流動負債</b>	62,736
一年内償還予定水資源債券	4,000
一年内返済予定長期借入金	36,016
その他(未払金等)	22,719
<b>II 固定負債</b>	3,380,178
資産見返負債	3,091,546
資産見返補助金等	2,784,492
建設仮勘定見返補助金等	293,108
資産見返仮勘定	13,945
水資源債券	8,000
長期借入金	254,698
退職給付引当金	25,077
その他(受託事業前受金等)	856
<b>負債合計</b>	<b>3,442,914</b>

純資産の部	H30末
<b>I 資本金(政府出資金)</b>	4,837
<b>II 資本剰余金</b>	△ 1,626
<b>III 利益剰余金</b>	79,621
<b>純資産合計</b>	<b>82,833</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,525,747</b>

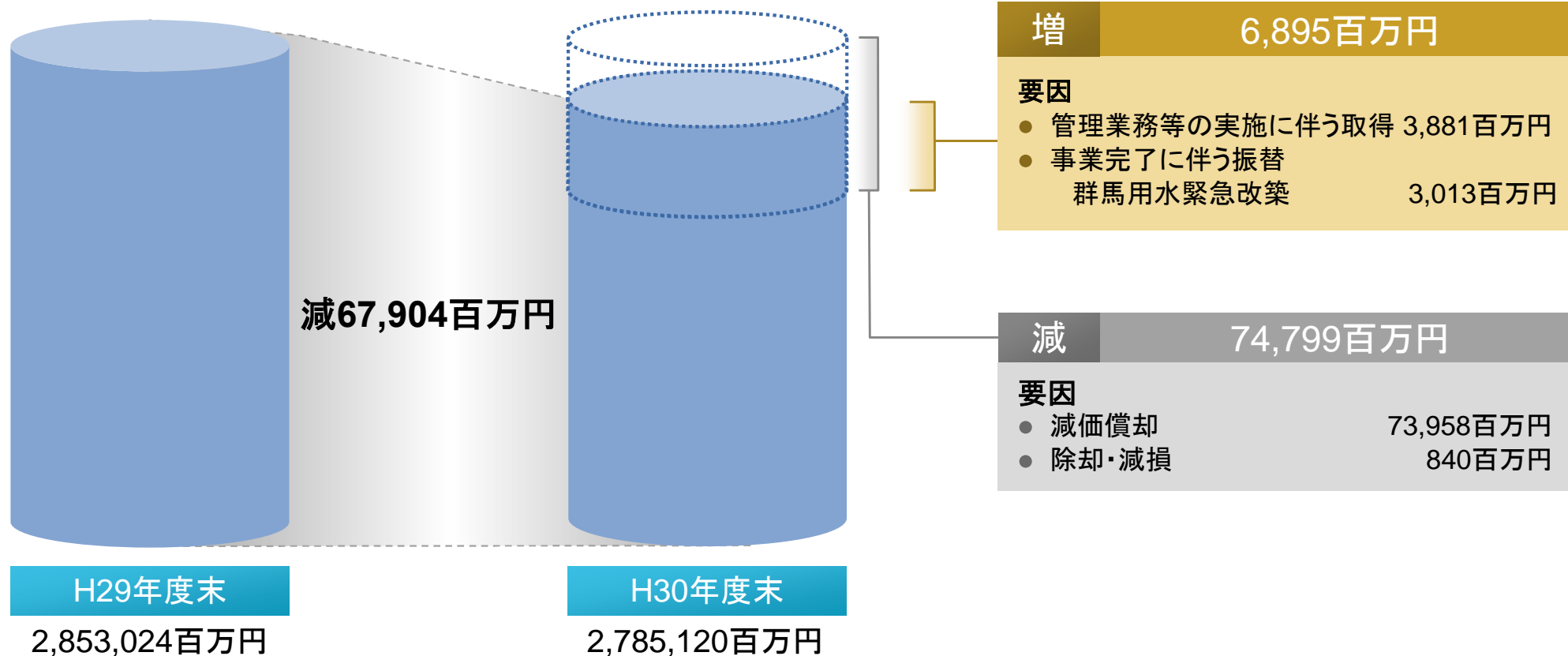
(注) 単位未満は切り捨てている。

## 2. 主要な資産の動向(1)

### ① 事業用固定資産

- 形態別に分類し計上

- 構築物(ダム、水路、堰本体)
- 建物(管理事務所、管理用宿舎)
- 機械装置(ダム制御用設備、選択取水設備)外



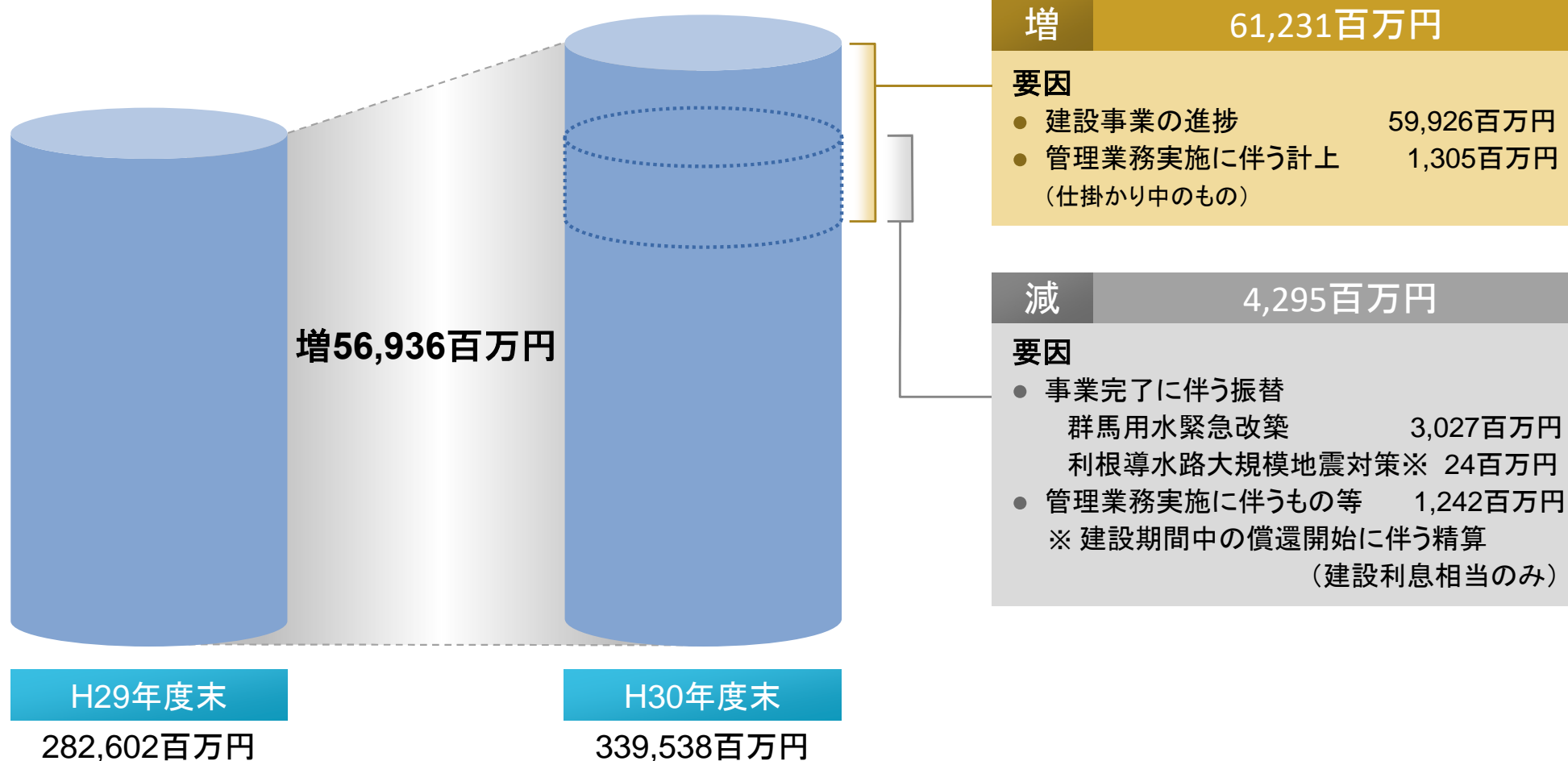
(注) 単位未満は切り捨てている。



## 2. 主要な資産の動向(2)

### ② 建設仮勘定

- ダム・用水路等の新築・改築事業等の実施に係る経費(建設利息を含む)等を計上

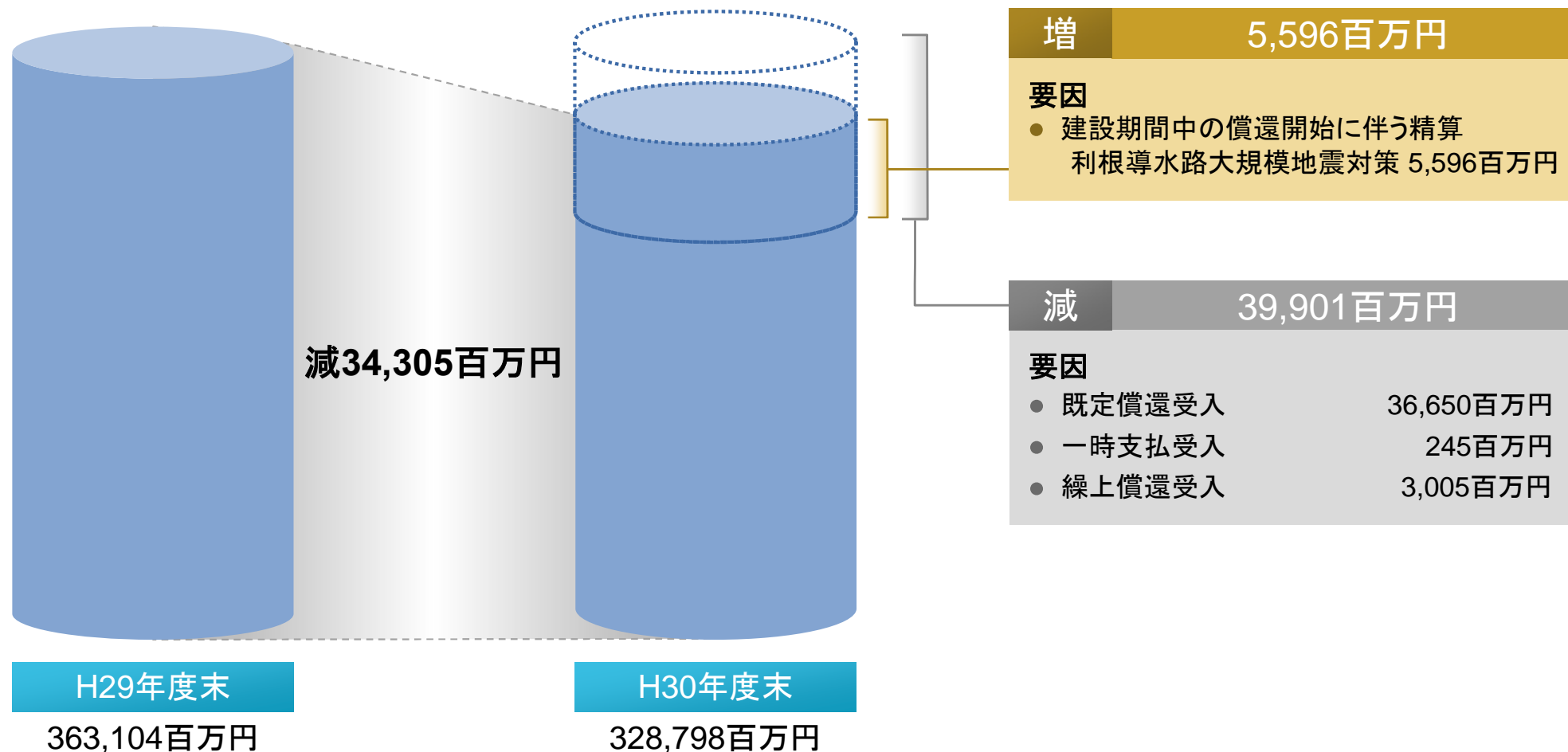


(注) 単位未満は切り捨てている。

## 2. 主要な資産の動向(3)

### ③ 割賦元金

- 新築・改築事業に借入金等を充当し、事業完了後利水者より割賦等償還を受けることとなる金額を計上

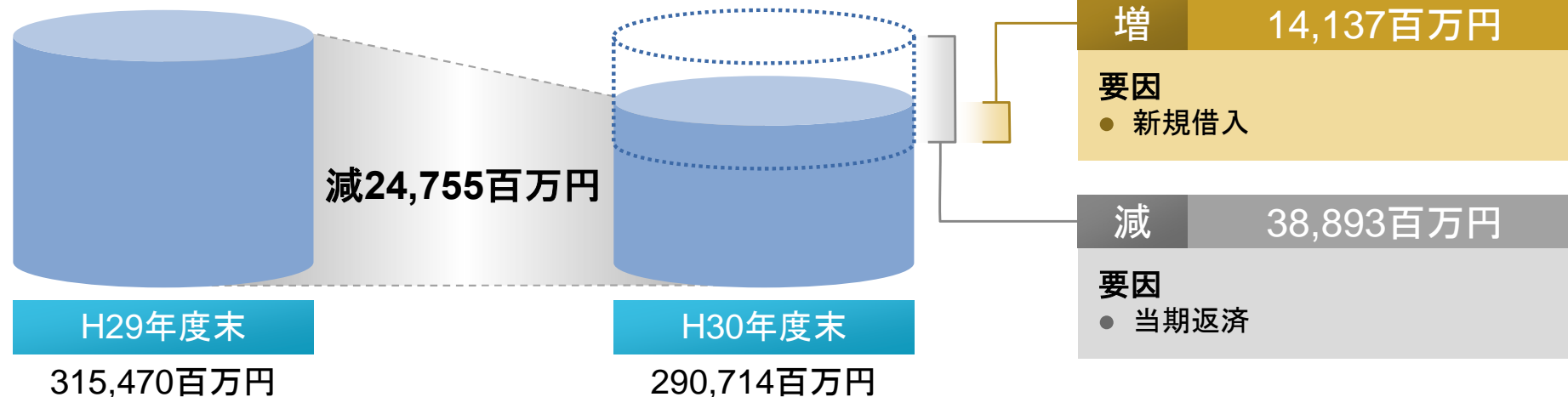


(注1) 単位未満は切り捨てている。

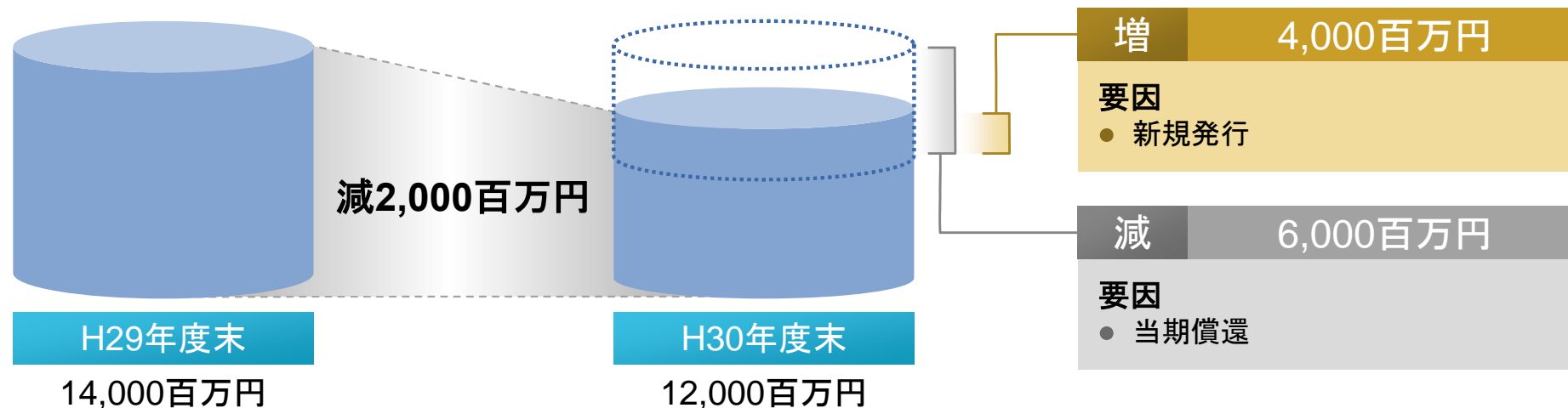
(注2) 流動資産と固定資産に計上している金額の合計を記載。

# 3. 主要な負債の動向(1)

## ④ 長期借入金



## ⑤ 水資源債券



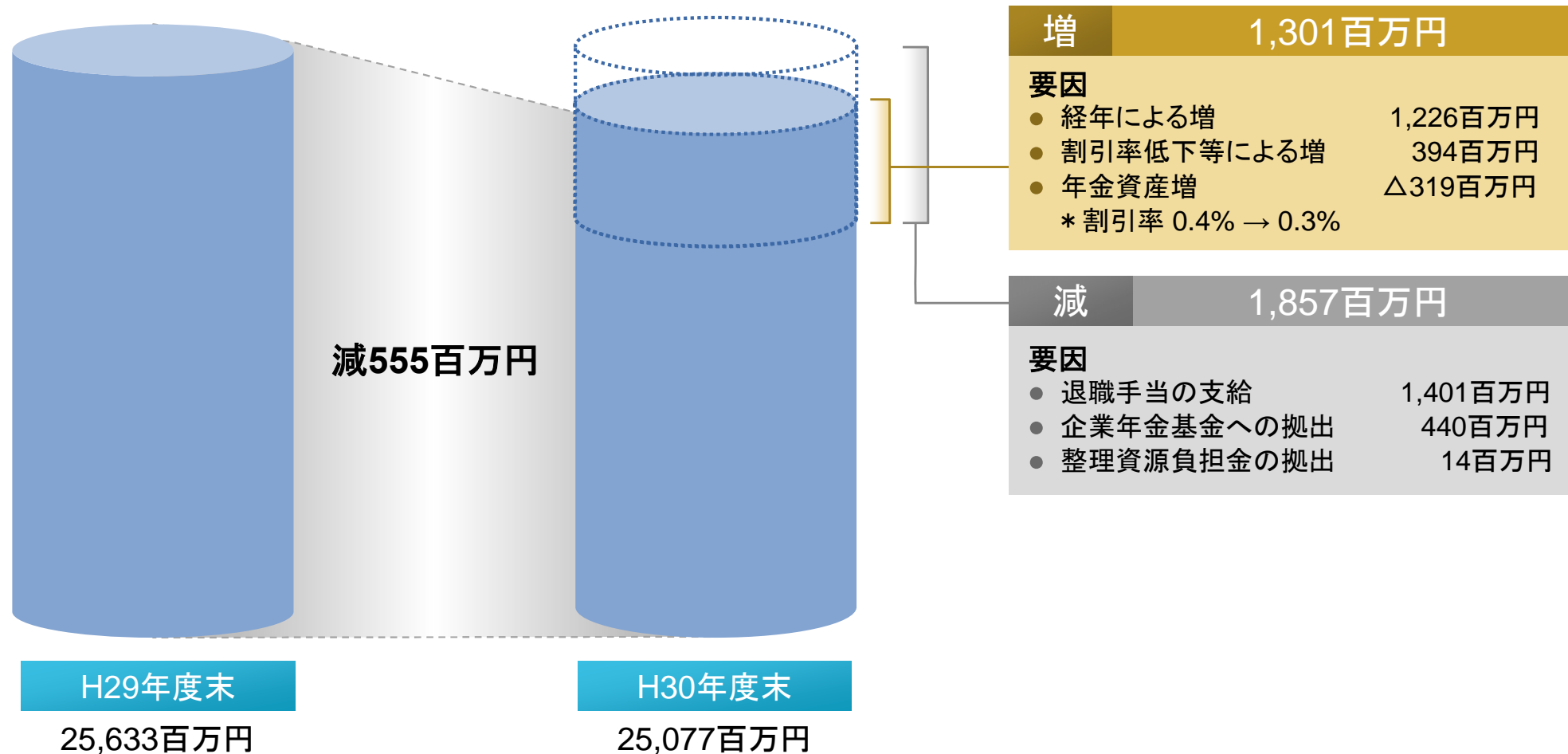
(注1) 単位未満は切り捨てている。

(注2) 流動負債と固定負債に計上している金額の合計を記載。

## 3. 主要な負債の動向(2)

### ⑥ 退職給付引当金

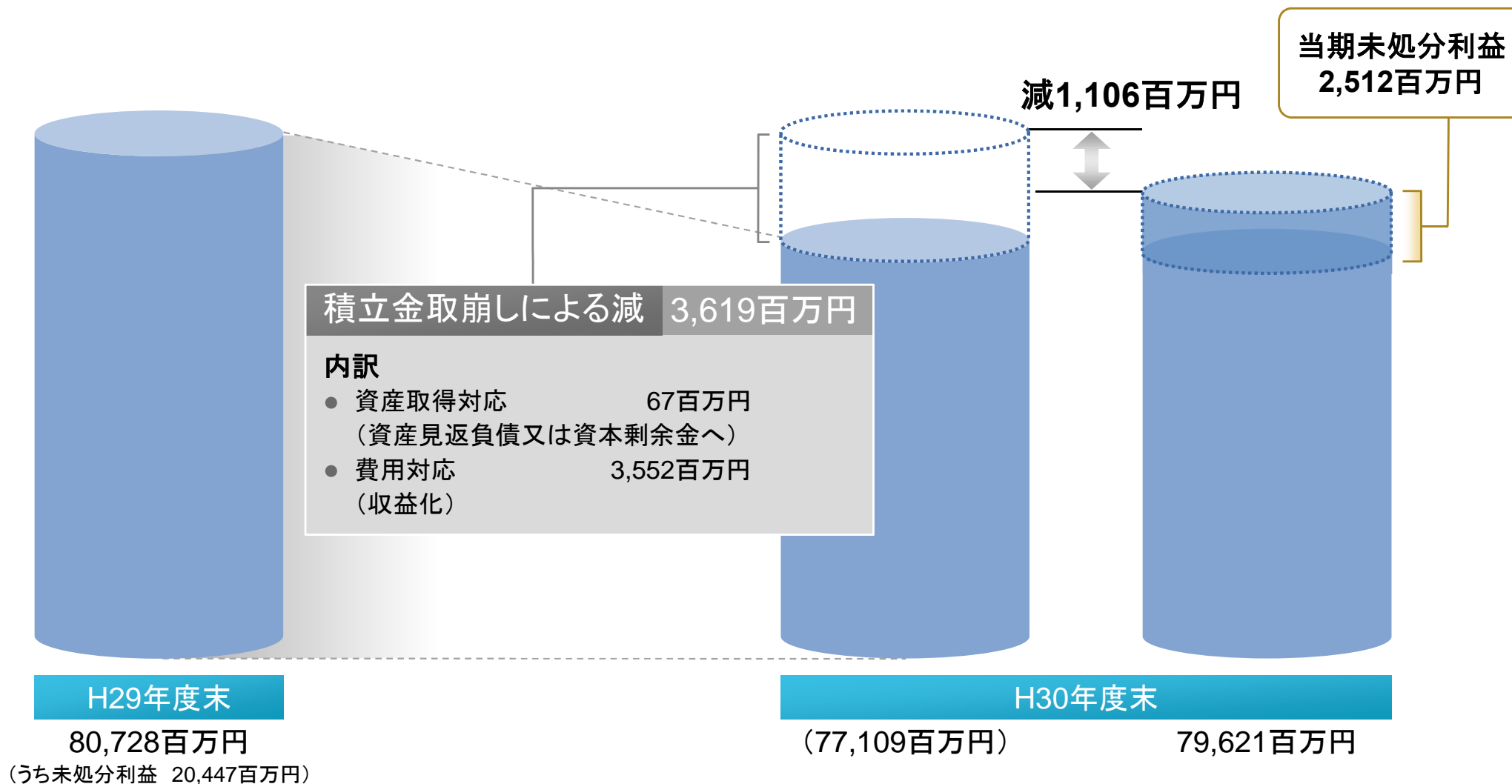
- 役職員へ支給する退職手当、確定給付企業年金から支払われる年金給付などに係る引当金を計上



(注) 単位未満は切り捨てている。

# 4. 利益剰余金の動向

## 利益剰余金



(注) 単位未満は切り捨てている。

# 5. 損益計算書(1)

## 平成29年度

経常費用 123,259百万円		経常収益 119,523百万円	
(内訳)		(内訳)	
管理業務費	34,363百万円	受託収入	385百万円
受託業務費	381百万円	補助金等収益	31,419百万円
寄附金事業費	1百万円	寄附金収益	1百万円
災害復旧事業費	43百万円	災害復旧事業収入	43百万円
建設事業費	2,007百万円	管理雑収入	1,038百万円
一般管理費	4,232百万円	資産見返戻入	75,849百万円
(うち退職給付費用	2,668百万円)	建仮見返戻入	1,706百万円
減価償却費等	75,904百万円	財務収益	9,064百万円
財務費用	6,323百万円	雑益	14百万円
臨時損失	9百万円	臨時利益	17,890百万円
当期純利益	14,145百万円	・固定資産売却益	0百万円
臨時損失		・資産見返戻入	8百万円
・固定資産売却損	7百万円	・基金代行返上益	17,881百万円
・国庫納付金	1百万円	積立金取崩額	6,302百万円
当期総利益	20,447百万円		
	(14,145百万円+6,302百万円)		

(注) 単位未満は切り捨てている。

## 平成30年度

経常費用 118,859百万円		経常収益 117,820百万円	
(内訳)		(内訳)	
管理業務費	34,612百万円	受託収入	563百万円
受託業務費	552百万円	補助金等収益	32,725百万円
寄付金事業費	1百万円	寄付金収益	1百万円
災害復旧事業費	649百万円	災害復旧事業費収入	649百万円
海外調査等業務費	118百万円	海外調査等業務収入	52百万円
建設事業費	463百万円	管理雑収入	1,032百万円
一般管理費	2,501百万円	資産見返戻入	74,538百万円
(うち退職給付費用	1,301百万円)	建仮見返戻入	174百万円
減価償却費等	74,586百万円	固定資産売却	118百万円
財務費用	5,373百万円	財務収益	7,937百万円
臨時損失	346百万円	雑益	25百万円
・固定資産売却損	2百万円	臨時利益	346百万円
・国庫納付金	344百万円	・固定資産売却益	0百万円
当期純損失	1,039百万円	・資産見返戻入	346百万円
当期総利益	2,512百万円	積立金取崩額	3,552百万円
	(△1,039百万円+3,552百万円)		

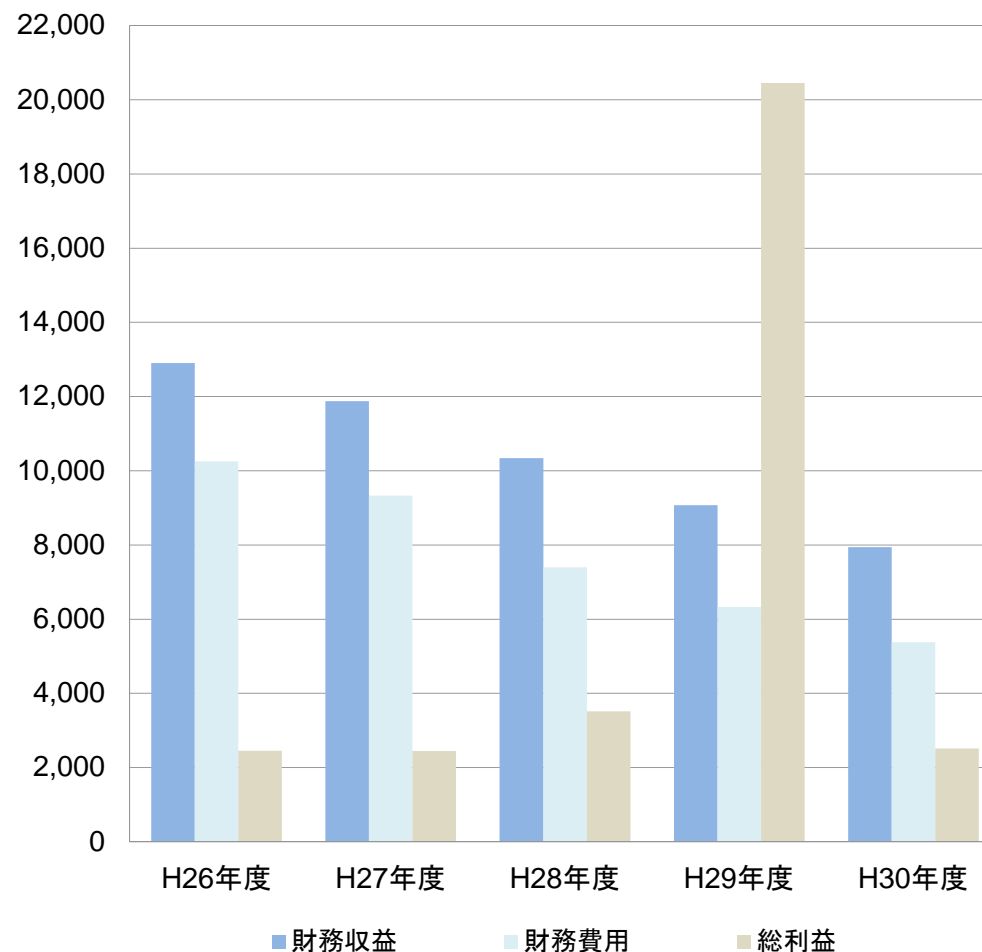
# 5. 損益計算書(2)

## 当期総利益等財務データの推移

(単位:百万円)

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
経常収益	119,331	127,809	118,857	119,523	117,820
財務収益①	12,902	11,870	10,333	9,064	7,937
経常費用	123,615	137,838	119,106	123,259	118,859
財務費用②	10,251	9,325	7,396	6,323	5,373
財務収支差①-②	2,650	2,545	2,937	2,740	2,564
臨時損益	0	4,557	0	17,881	0
純利益(△純損失)	△ 4,284	△ 5,471	△ 249	14,145	△ 1,039
積立金取崩額	6,730	7,912	3,761	6,302	3,552
当期総利益	2,446	2,441	3,511	20,447	2,512
利益剰余金	82,857	73,310	69,751	80,728	79,621

(単位:百万円)



(注1) H27年度に計上した臨時損益は「退職給付会計基準改正に伴う調整額」である。

(注2) H29年度に計上した臨時損益は「厚生年金基金代行返上益」である。

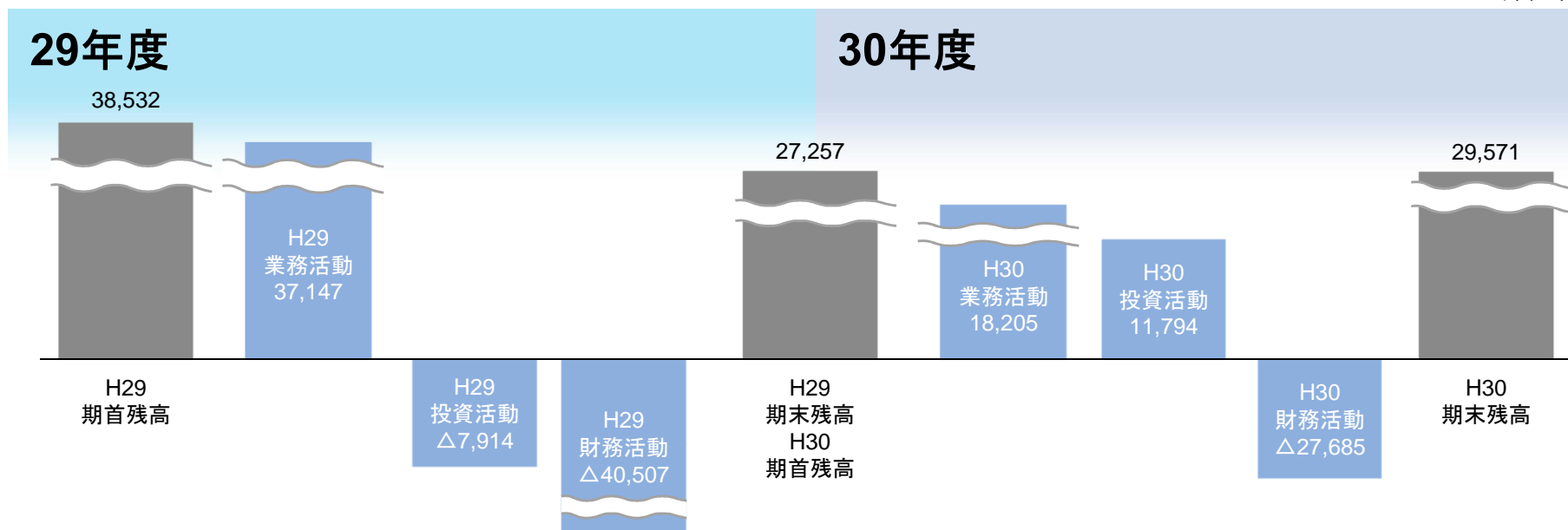
(注3) 単位未満は切り捨てている。

# 6. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

区 分	29年度			30年度		
	イン	アウト	フロー	イン	アウト	フロー
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	134,066	△ 96,918	37,147	133,187	△ 114,981	18,205
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	85,500	△ 93,414	△ 7,914	83,510	△ 71,716	11,794
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	8,691	△ 49,199	△ 40,507	18,128	△ 45,814	△27,685
IV 資金に係る換算差額			0			0
V 資金増加額			△ 11,274			2,314
VI 資金期首残高			38,532			27,257
VII 資金期末残高			27,257			29,571

(単位:百万円)



(注) 単位未満は切り捨てている。



## IV. 金利変動リスク等

1. 金利変動リスク
2. 割賦負担金の回収リスク

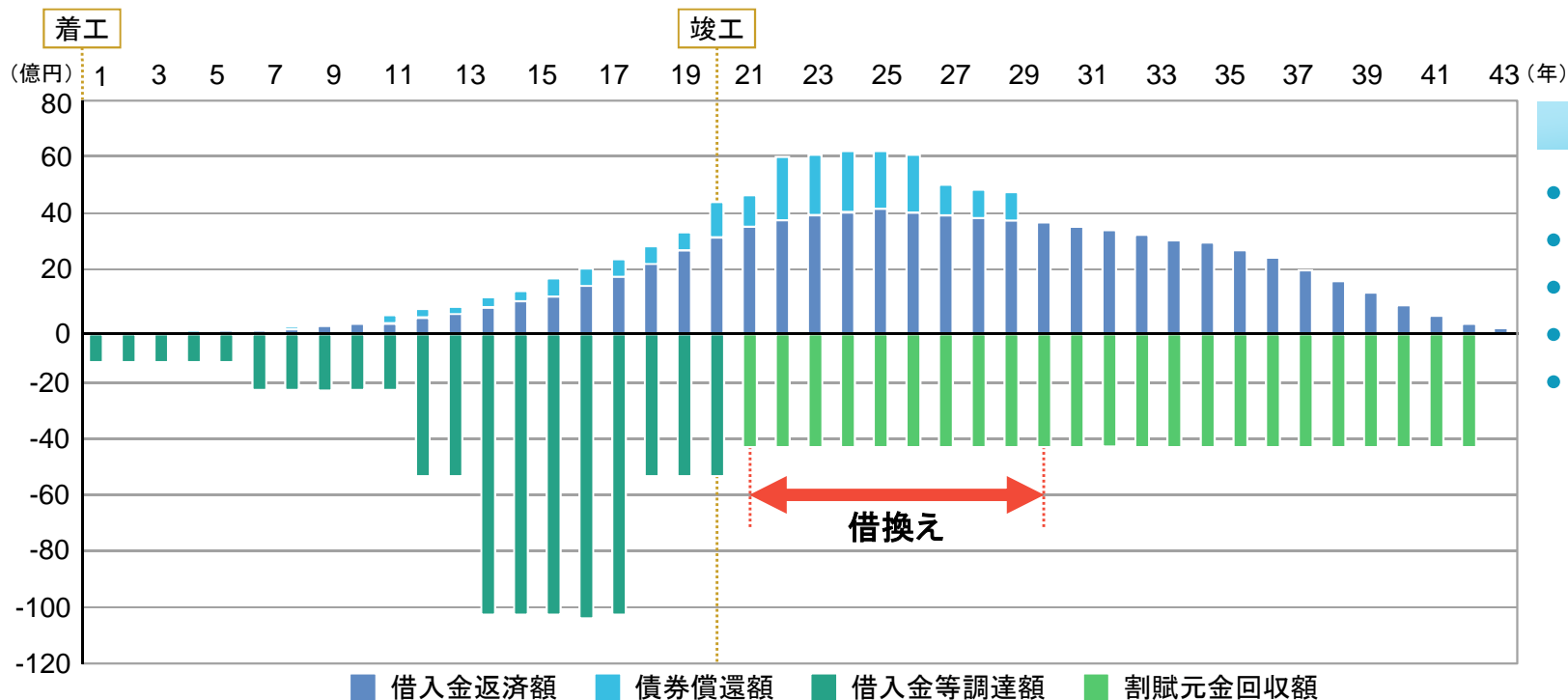
# 1. 金利変動リスク(1)

## 発生要因

### ● 資金回収の特性

- 財政投融资や水資源債券等の返済年限と割賦負担金の回収年限が不一致。  
 例：財政投融资からの借入金は25年元金均等払（借入後5年据置）、債券は3・10年満期一括償還  
 ⇔ 割賦負担金の回収条件は23年元利均等払
- 債務返済期間の前半は借換えが必要であるのに対して、後半は資金余剰が発生。

## 概念図



### 前提

- 工期 20年
- 回収期間 23年(都市用水)
- 資金調達額 900億円 利率2%
- 調達比率 借入金:債券=4:1
- 年度別調達額
  - 1年目から5年目 10億円
  - 6年目から10年目 20億円
  - 11年目から12年目 50億円
  - 13年目から17年目 100億円
  - 18年目から20年目 50億円

# 1. 金利変動リスク(2)

## 対応策

### ● 現在の状況

- 低金利の影響によって、借換資金の調達金利が低く、利息の受取超過の状況。

### ● 今後、想定されるリスク

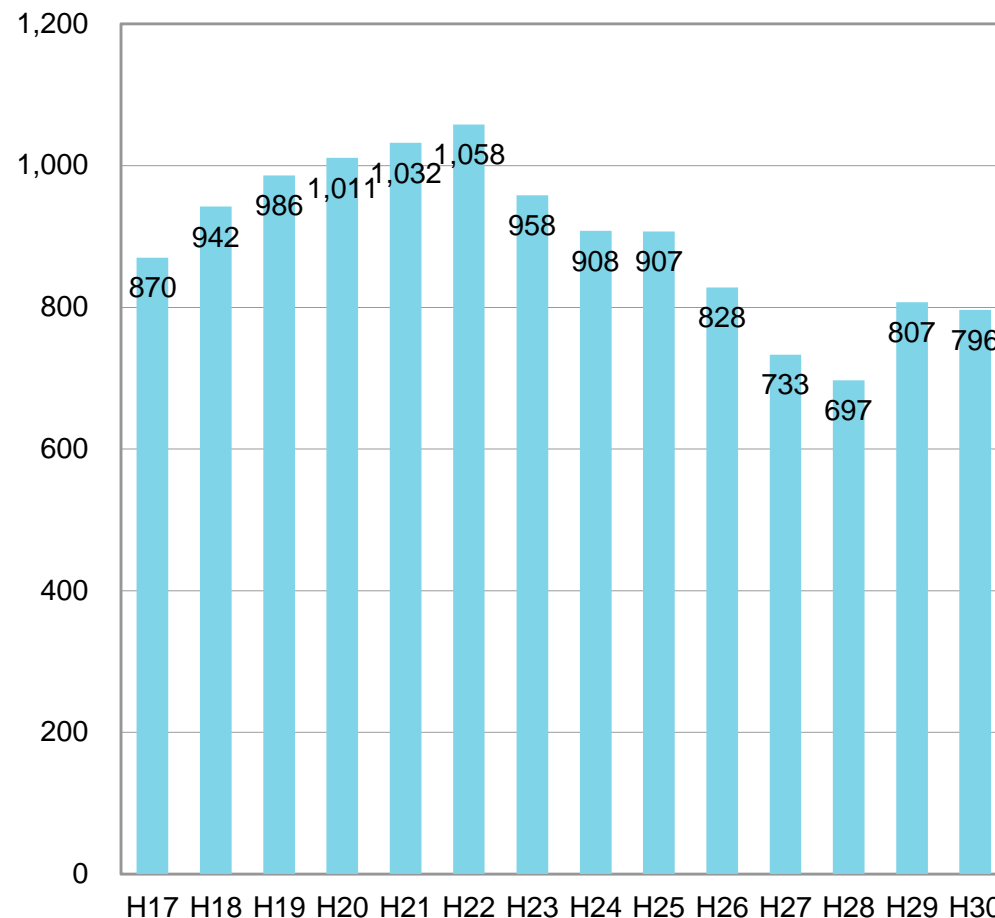
- 金利上昇の度合いによって、支払利息が超過する可能性が存在。

### ● 対応策

- 毎事業年度に生じる利益を積立金として整理し、将来の金利変動に備えている。
  - 独立行政法人通則法第44条(利益及び損失の処理)
    - 第1項 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

## 利益剰余金の推移

(単位: 億円)



(注) 単位未満は切り捨てている。

## 2. 割賦負担金の回収リスク

- 割賦負担金について
  - 水資源開発施設の完成後に、利水者から利水者負担分を割賦負担金として回収。  
⇒ 一般的には当該回収について、遅延・不履行のリスクが考えられる。
  - 水資源開発施設の建設事業は、事業実施計画を作成する上で、関係行政機関の長や関係都道府県知事と計画の内容について協議や意見聴取を行い、また、関係利水者からは、あらかじめ費用負担の同意を得た上で実施している(参照:P.6「事業実施手順」の図)。
- これまで回収遅延・不履行は発生していない。
- 発生した場合には、強制徴収権を行使できる。
  - 国税・地方税に次ぐ先取特権が与えられている(機構法第28条)。

### 独立行政法人水資源機構法 第28条(強制徴収)の概要

1. 負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は機構は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。
2. 都道府県知事又は機構は、上記の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。
3. 都道府県知事又は機構は、督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあつては地方税の滞納処分の例により、機構にあつては国土交通大臣の認可を受けて国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。
4. 上記の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

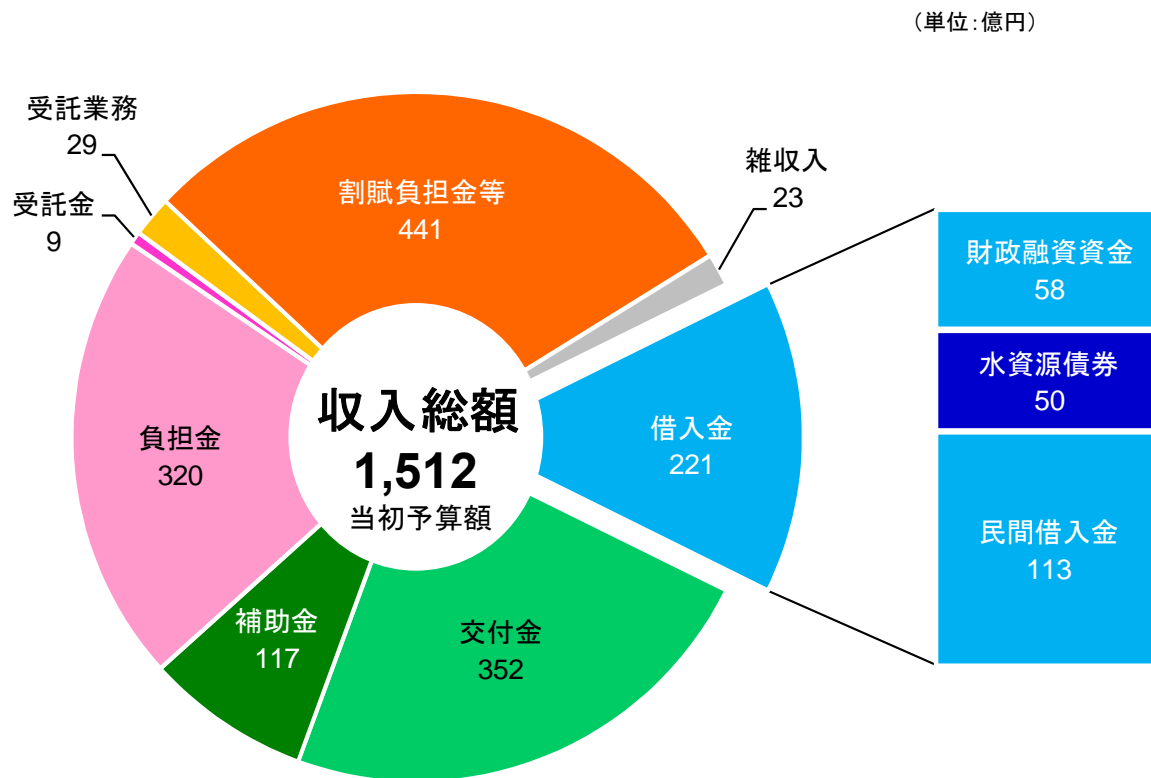
## V. 資金調達

1. 令和元事業年度予算額 収入総額
2. 水資源債券

[参考] 費用負担の構造

# 1. 令和元事業年度予算額 収入総額

- 機構の収入は交付金、補助金、負担金、借入金等によって構成されている。



## 資金調達額推移

(単位:億円)

	当初計画額	
	財政融資資金	財投機関債
平成13年度	703	100
平成14年度	533	130
平成15年度	457	130
平成16年度	330	150
平成17年度	250	150
平成18年度	150	110
平成19年度	223	150
平成20年度	115	90
平成21年度	127	90
平成22年度	105	85
平成23年度	103	85
平成24年度	99	80
平成25年度	68	50
平成26年度	79	60
平成27年度	91	60
平成28年度	51	40
平成29年度	56	40
平成30年度	57	40
令和元年度	58	50

(注) 平成15年度の額は、水資源開発公団及び水資源機構の合計。

(注) 単位未満四捨五入。

## 2. 水資源債券(1)

- 水資源債券の商品性
  - 財投機関債
  - 一般担保付き
  - BISリスク・ウェイト: 10%

### 水資源債券の発行実績

	水資源開発債券			水資源債券									
	第1回債	第2回債	第3回債	第1回債	第2回債	第3回債	第4回債	第5回債	第6回債	第7回債	第8回債	第9回債	第10回債
発行額	100億円	130億円	130億円	150億円	50億円	100億円	110億円	150億円	90億円	70億円	105億円	105億円	80億円
年限	10年	10年	10年	10年	4年	10年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年
条件決定日	H13.11.19	H14. 6.10	H15. 6.17	H16.11. 5	H17.10.14	H17.10.14	H18.10.26	H19.10.25	H20.11.28	H21.11.12	H22.12. 7	H23.12. 2	H24.12. 5
発行日	H13.12. 3	H14. 6.24	H15. 7. 1	H16.11.19	H17.10.27	H17.10.27	H18.11. 9	H19.11. 6	H20.12. 4	H21.11.19	H22.12.15	H23.12.16	H24.12.18
償還期限	H23. 9.20	H24. 6.20	H25. 6.20	H26. 9.19	H21.12.18	H27. 9.18	H21.12.18	H22.12.17	H23.12.20	H24.12.20	H25.12.20	H26.12.19	H27.12.18
利率	1.52%	1.72%	0.56%	1.63%	0.78%	1.67%	1.13%	1.04%	1.06%	0.53%	0.333%	0.267%	0.146%
発行価格	99.94円	99.98円	99.95円	99.92円	99.97円	100.00円	99.97円	100.00円	99.98円	99.99円	100.00円	100.00円	100.00円
単利利回り	1.527%	1.722%	0.565%	1.639%	0.787%	1.670%	1.139%	1.040%	1.066%	0.533%	0.333%	0.267%	0.146%
JGBスプレッド	+16bp	+35bp	+10bp	+11bp	+7bp	+10bp	+19bp	+15bp	+31bp	+11bp	+8bp	+6bp	+5bp
取得格付 (発行時)	R&I AA	R&I AA	R&I AA	R&I AA+	R&I AA+	R&I AA+	R&I AA+	R&I AA+	R&I AA+	R&I AA+	R&I AA+	R&I AA+※1	R&I AA
	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+			

(注1) R&Iは平成16年10月25日に「AA」から「AA+」へ格付け変更、平成23年12月21日に「AA+」から「AA」へ格付け変更。

(注2) 第12回債の利率は、JGB+4bp(0.04%)又は日本銀行当座預金適用利率+0.001%を下限利率としていずれか高い方で決定することとし、日本銀行当座預金適用利率(0.100%)+0.001%で決定。

## 2. 水資源債券(2)

- 水資源債券の商品性
  - 財投機関債
  - 一般担保付き
  - BISリスク・ウェイト: 10%

### 水資源債券の発行実績

	水資源債券					
	第11回債	第12回債	第13回債	第14回債	第15回債	第16回債
発行額	57億円	60億円	60億円	40億円	40億円	40億円
年限	3年	3年	3年	3年	3年	3年
条件決定日	H25.12. 6	H26.12. 5	H27.12. 4	H28.12. 2	H29.12. 6	H30.12. 5
発行日	H25.12.18	H26.12.19	H27.12.18	H28.12.20	H29.12.20	H30.12.20
償還期限	H28.12.20	H29.12.20	H30.12.20	R1.12.20	R2.12.18	R3.12.20
利率	0.167%	0.101%	0.100%	0.001%	0.001%	0.001%
発行価格	100.00円	100.00円	100.00円	100.001円	100.00円	100.001円
単利利回り	0.167%	0.101%	0.100%	0.0006%	0.001%	0.0006%
JGBスプレッド	+5bp	—	—	—	—	—
取得格付 (発行時)	R&I AA	R&I AA	R&I AA	R&I AA	R&I AA	R&I AA



# 3. 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

## SDGsの観点からみた水資源機構債への投資意義

- 当機構は、「安全で良質な水の安定した供給」(P9)、「洪水被害の防止・軽減」(P10)、「渇水対策」(P11)、「再生可能エネルギー」(P13)、「環境保全対策」(P13)といった業務を通じて、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)に貢献しています。

⇒ 当機構債への投資は、間接的な社会貢献の実施に資する投資となっています。



### 「安全で良質な水の安定した供給」(P9)

- 全ての人が安全で安価な飲料水を手に入れるようにする【6.1】



### 洪水被害の防止・軽減 (P10)

- 水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす【11.5】
- 気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する【13.1】



### 渇水対策 (P11)

- 水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる【6.4】



### 再生可能エネルギー (P13)

- 再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセス【7.a】

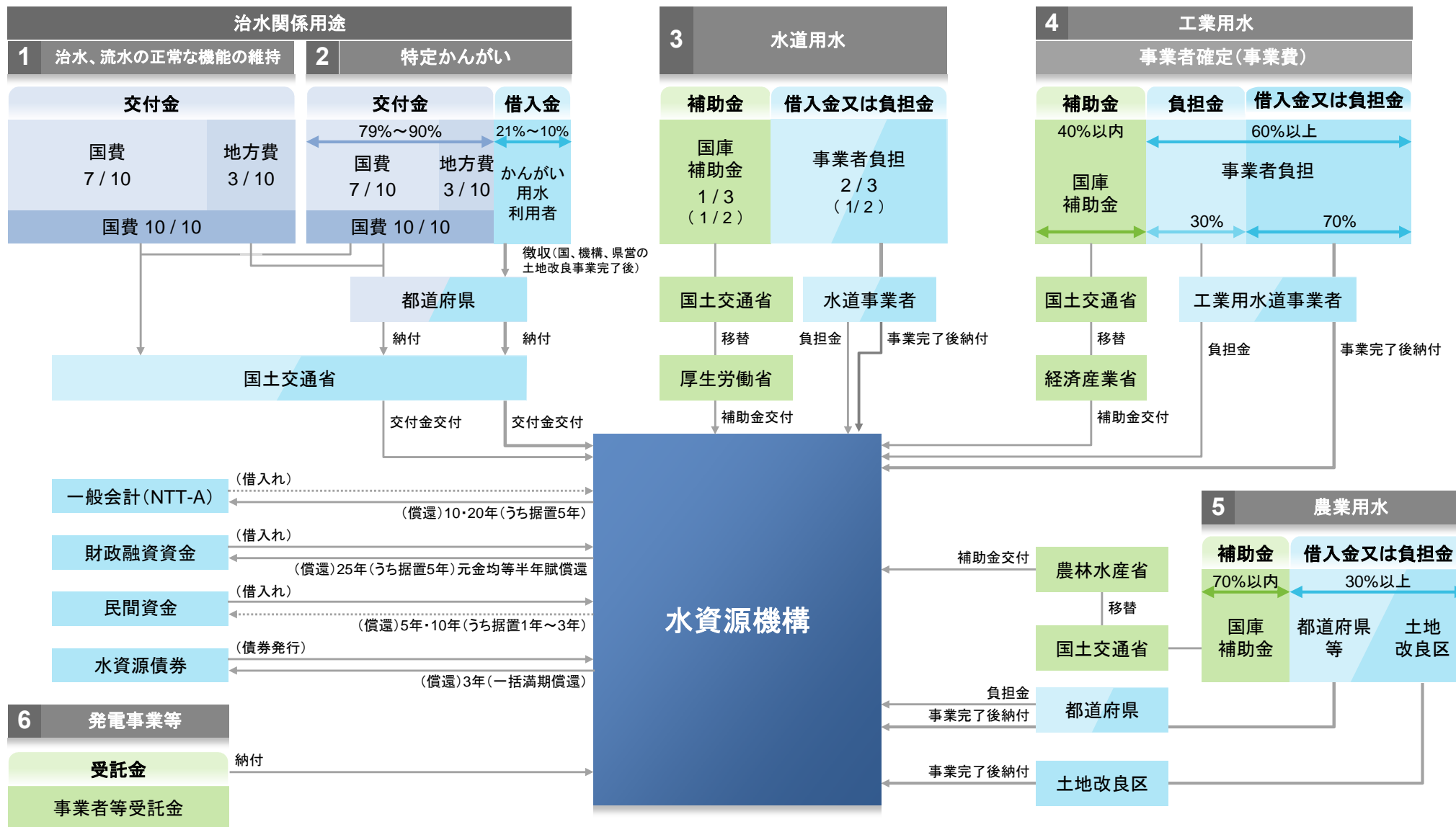


### 環境保全対策 (P13)

- 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする【4.7】
- 山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う【6.6】
- 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する【12.2】
- 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する【12.5】
- 森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する【15.1】
- 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる【15.5】



# [参考]費用負担の構造(1) - 建設事業



(注) 点線で示す借入れについては、現在は行っていません。

(注) 特定施設の新築又は改築に係る交付金のうち事務取扱費は独立行政法人水資源機構法施行令第22条第2項の規定により都道府県の負担の対象となりません。



- 本資料は、当機構の決算等について投資家等の皆様に情報を提供することを目的とするもので、債券の募集または売出を意図したものではありません。
- 本資料の内容については、将来の予測や見通しに関するものが含まれておりますが、これら将来の予測等には不確定な要因が含まれており、将来の決算内容・業績等を保証するものではありません。

## お問い合わせ先

# 独立行政法人 水資源機構 財務部資金課

〒330-6008

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2  
(ランド・アクセス・タワー内)

TEL 048-600-6532(ダイヤルイン)

FAX 048-600-6530

URL <http://www.water.go.jp>

E-mail [zaimu\\_1@water.go.jp](mailto:zaimu_1@water.go.jp)